

第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画（中間年次改訂版） 【概要版】

基本計画策定の目的

本市では、平成28年3月に「みんなで取り組む廃棄物の減量と循環型社会の形成」を基本理念とする第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画（令和7年度を目標年度とする10年間の計画。以下「第4次計画」という。）を策定し、市民・事業者・行政の連携により、適切な廃棄物処理を推進してきました。こうした中、計画策定からおおむね5年が経過し、廃棄物処理を取り巻く社会情勢の変化や本市の現状等を踏まえた計画の見直しを行い、引き続き循環型社会の確立に向けて計画を推進していくために、今後5年間の計画を策定するものです。

基本計画の期間及び目標年度

第4次計画に位置付けられている令和7年度を目標年度とする5年間の計画です。なお、上位計画、関連計画等との整合を図りながら、諸条件に大きな変動が生じた際は、その都度見直しを行うものとします。

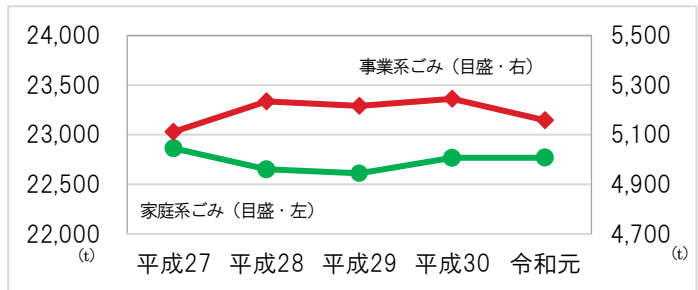
計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、ごみ及び生活排水（し尿等）を含む「一般廃棄物」です。

ごみ処理の現状

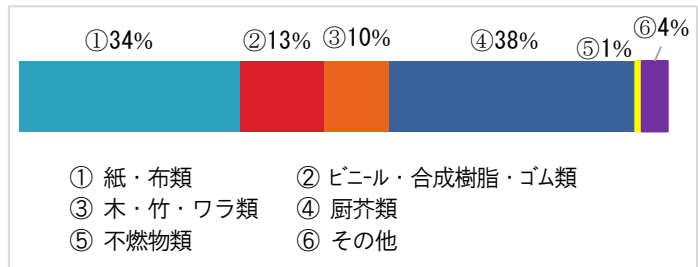
【家庭系ごみ及び事業系ごみの推移】
家庭系ごみ、事業系ごみとも、ほぼ横ばいで推移しています。

※ ここで示す（市が処理する）事業系ごみとは、飲食店、スーパー、事務所、学校などの事業所から排出される一般廃棄物の一部です。



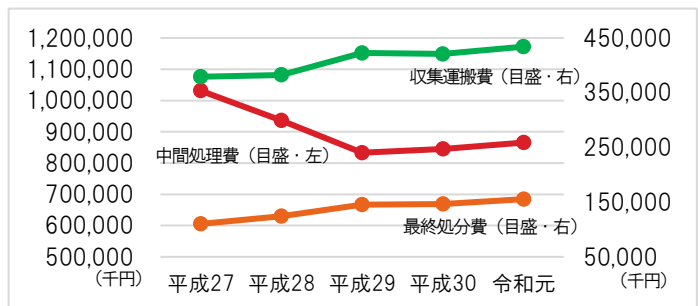
【燃やせるごみの内訳】
燃やせるごみの中で大半を占めるのが、紙・布類と厨芥類（生ごみ）です。また、厨芥類の約80%は水分だといわれています。

※ 数値は過去5年間の平均です。



【ごみ処理経費の推移（排出段階の推計）】
ごみ処理経費については、増加の傾向が続いています。

※ 平成27、28年については、西清掃センター焼却施設基幹的設備改良工事により、中間処理費が増加しています。



ごみ処理の課題

発生抑制 ・減量化	<ul style="list-style-type: none">■ 発生者、排出者の意識改革■ ごみの総排出量の約80%を占める家庭系ごみの減量■ 燃やせるごみの約半数を占める厨芥類及びその水分の減量■ 事業系ごみの減量に向けた取組の検討
リサイクル	<ul style="list-style-type: none">■ 分別排出の徹底（ごみに含まれる不適物の混入排除）■ リサイクルに係る費用対効果を考慮した処理方法の見直し■ 新しい再生可能エネルギーの活用
収集・運搬	<ul style="list-style-type: none">■ 効率的な収集・運搬システムの構築■ ふれあい収集の利用者拡大による受付及び収集体制等の整備■ 粗大ごみの有料戸別収集の増加による収集体制の見直し■ 社会情勢の変化に応じた収集・運搬体制の見直し■ プラスチック製品の分別方法の見直し
中間処理 ・最終処分	<ul style="list-style-type: none">■ 施設の老朽化■ 施設の有効活用方策の検討■ 広域処理の検討

ごみ処理の基本理念

「みんなで取り組む廃棄物の減量と循環型社会の形成」

限りある資源やエネルギーを抑制しながら、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指すためには、発生抑制及び減量化を前提とした取組を進めることが肝要であり、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と責任を明確にし“みんな”で連携して取り組んでいくことが重要になります。また、適正かつ効率的なごみ処理施策を近隣自治体及び関係機関を含めた連携のもと推進する必要があります。

さらに、本計画の推進により、プラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模の環境問題の解決に向け、国際的な目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献していきます。

ごみ処理の基本方針

基本方針 1 市民・事業者との連携による取組の推進

市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、連携による取組を進めます。

基本方針 2 普及・啓発活動の充実

分かりやすい情報の提供を目指し、情報の共有化を図りながら4Rの推進を図ります。

基本方針 3 減量化及び効率的なリサイクルの推進

可能な限りごみの発生抑制・減量化を推進するとともに、適正な分別に基づく資源化を図りながら、効率的なリサイクルを行うための仕組みを検討します。

基本方針 4 安全で適正な処理システムの構築

環境負荷の少ない安全・安心な処理を進めるとともに、ごみ処理の広域化も視野に入れた適正な処理システムの構築を検討します。

【参考：4Rとは？】

リフューズ（断る）、リデュース（減らす）、リユース（再利用する）、リサイクル（再資源化する）の頭文字を取った造語で、循環型社会を形成するための合言葉として使われています。

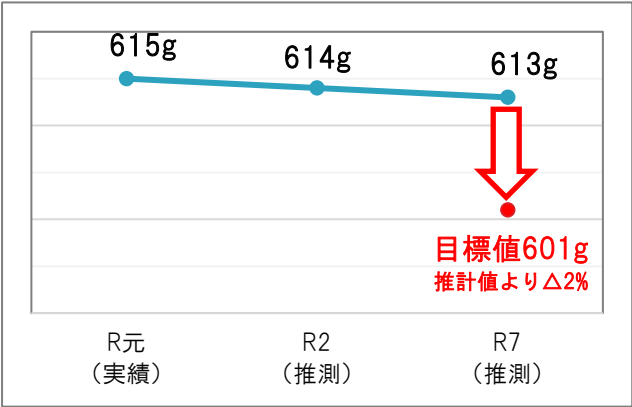
ごみ処理施策の体系及び重点的に取り組む項目

【基本理念】 みんなで取り組む廃棄物の減量と循環型社会の形成	
■ 基本方針 1	〔重点的に取り組む項目〕
市民・事業者との連携による取組の推進	市民参加の推進、不法投棄及び資源持ち去り対策、適正処理困難物の処理、地域団体及び事業者との連携による4Rの取組
■ 基本方針 2	〔重点的に取り組む項目〕
普及・啓発活動の充実	情報発信の強化による意識啓発の推進、環境教育の推進、リサイクル講座・ごみに関する懇談会の開催、イベントやキャンペーンでの啓発の充実、事業者への啓発
■ 基本方針 3	〔重点的に取り組む項目〕
減量化及び効率的なリサイクルの推進	家庭系ごみの発生抑制及び減量化の推進、事業系ごみの適正排出及び減量化の推進、市民による減量化及び資源化の取組への支援、費用対効果及び環境負荷を勘案した処理システムの検討
■ 基本方針 4	〔重点的に取り組む項目〕
安全で適正な処理システムの構築	収集・運搬システムの見直し、安全で適正な施設管理、広域処理の検討

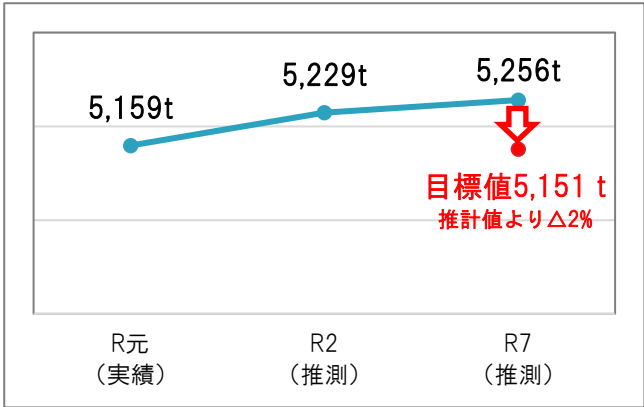
ごみ処理の計画目標

過去5年間のごみ排出量をもとに今後のごみ量を推計し、その推計値に基づき目標値（赤字）を次のとおり定めました。

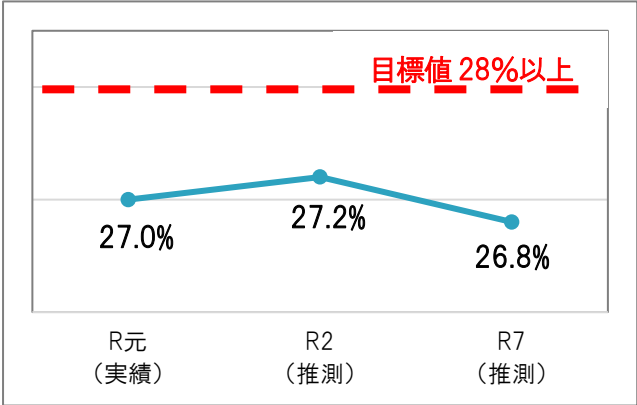
① 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量



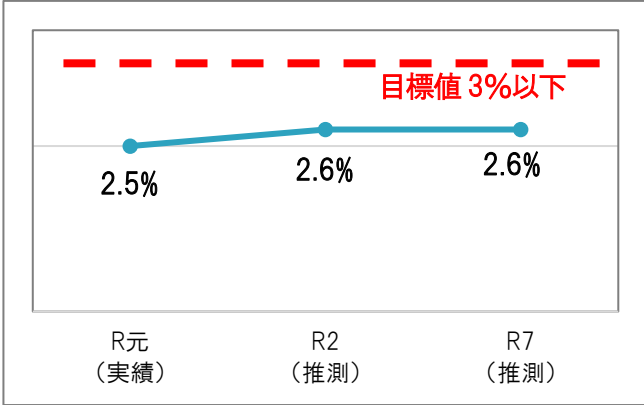
② 事業系ごみの排出量



③ リサイクル率



④ 最終処分率



生活排水処理の基本理念・基本方針及び体系

【基本理念】

「清らかな水辺を守り、快適に暮らせるまち」

【基本方針】

■ 基本方針 1：地域の特性に応じた生活排水処理施設の整備

- ・ 市街化区域は、公共下水道を計画的に整備します。
- ・ 市街化区域以外の区域については、地域の特性、住民の要望、経済性及び効率性等を勘案しながら、適切に整備します。

■ 基本方針 2：合併処理浄化槽の普及促進

- ・ 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため浄化槽処理促進区域を指定し、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ・ 浄化槽の維持管理の適正化を図るため、浄化槽維持管理一括契約制度の活用促進、管理者への指導啓発を行います。
- ・ 埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、更なる浄化槽の整備の促進と普及啓発に努めます。
- ・ 令和3年度に埼玉県から浄化槽管理者の指導等の権限移譲を受け、市で浄化槽の管理不全を把握することで直接指導し、是正できる体制を築きます。

■ 基本方針 3：し尿処理施設の効率的な管理運営

- ・ 既存の坂戸地区衛生組合のし尿処理施設については建設後 48 年以上が経過し、経年劣化による施設の老朽化が進行しています。今後も適正な管理を行いながら、効率的で安定した施設運営を行います。
- ・ 長期的な運営に関しては、構成市町と協議、研究を進めます。

生活排水処理の計画目標

公共下水道や合併処理浄化槽によるし尿及び生活雑排水の処理率（生活排水処理率）の目標を定めます。なお、令和7年度（目標年次）に掲げた生活排水処理率は、県の生活排水処理施設整備構想等に基づいて設定します。

区分	年度	令和元年度 (実績)	令和7年度 (目標年次)
生活排水処理率		91.3%	91.7%

計画の進行管理

計画の進行管理は、P（Plan・計画）D（Do・実行）C（Check・評価）A（Action・見直し）サイクルの概念を導入し、数値目標や各施策の個別目標を活用して、計画の進捗状況の把握・評価を行います。

具体的には、小さいサイクル（1年間）と大きいサイクル（5年間）に分けて点検評価を行い、必要に応じて見直しをすることにより、サイクルの維持と目標の達成に努めます。